

千葉市公告第332号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年4月14日

千葉市長 神谷 俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ヤマダデンキ千葉中央店
所在地 千葉市中央区村田町893番地176 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ヤマダデンキ
代表者の氏名 代表取締役 上野 善紀
所在地 群馬県高崎市栄町1番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名		住所
氏名（名称）	代表者（法人の場合）	
株式会社ヤマダデンキ	代表取締役 上野 善紀	群馬県高崎市栄町1番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年12月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,206㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.	位置	収容台数
駐車場	図面3 建物配置図及び1階平面図	421台
合計		421台

※別途、233台分の従業員等共用駐車場を確保。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場No.	位置	収容台数
駐輪場	図面3 建物配置図及び1階平面図	79台
合計		79台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設No.	位置	面積
荷さばき施設	図面3 建物配置図及び1階平面図	30.0 m ²
合計		30.0 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設No.	位置	容量
廃棄物保管施設	図面3 建物配置図及び1階平面図	75.0 m ³
合計		75.0 m ³

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダデンキ	午前9時00分	午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯
駐車場	午前8時30分～午後10時00分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場	出入口5箇所	図面3 建物配置図及び1階平面図のとおり
合計	5箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時00分～午後10時00分

8 届出の年月日

令和5年3月31日

9 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課
千葉市中央区中央4丁目5番1号きぼーる11階 千葉市中央区役所地域振興課

10 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和5年4月14日から令和5年8月14日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで

*添付図面は省略